

市町村・都道府県における
高齢者虐待への対応と養護者支援について

本資料は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の施行に当たり、各市町村及び都道府県において最低限必要となる業務を挙げ、現時点で想定できる業務を行うに当たっての留意点を整理したものです。

今後、各自治体における高齢者虐待への取組状況その他の制度の運用状況を踏まえつつ、より適切な対応を促進する観点から本資料の内容の追補、充実を図ることとしています。

平成18年4月
厚生労働省 老健局

はじめに

高齢者への虐待の問題は、近年深刻な問題となっています。平成15年に厚生労働省が行った調査では、虐待を受けている高齢者のうち、約1割が生命に関わる危険な状態であり、約半数が心身の健康に悪影響がある状態となっています。この背景には様々な要因が絡んでいることが伺われるところであり、高齢者虐待は高齢者の尊厳を冒す重大な問題であるということ踏まえつつ、社会全体での早急な対応が必要です。

このような状況の下、昨年秋の臨時国会において、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、いわゆる高齢者虐待防止・養護者支援法が与野党全会一致で可決成立しました。

この法律では、住民に最も身近な市町村や都道府県を具体的な対策の担い手として明確に位置付け、高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、養護者の支援を行いその負担の軽減を図ることとしています。

このマニュアルは高齢者虐待を防止し、養護者を支援するためにどのような体制が必要か、具体的な通報等があったときにどのような流れで対応すべきかなど市町村等が新たに事務体制を確立し、業務を進める上で必要な最低限のポイントをお示しし、円滑な立ち上がりが見られるようにすることを目的としています。

体制の在り方には画一的な答えはありません。地域の実情に応じて、様々な地域資源も活用しながら、高齢者の方々の尊厳が尊重される社会の実現に向けて必要な体制が整えられることが期待されます。

法律の附則第3項にもあるとおり、高齢者虐待の防止・養護者支援の制度の在り方については、施行後3年を目途として施行状況等を勘案して改めて検討を行い、必要な措置が講じられることが予定されています。

このマニュアルは先進的な都道府県・市町村や有識者の方々のご協力をいただきながら作成いたしました。今後高齢者の権利利益の援護に向け積み上げられる様々な事例を踏まえながら不断に見直していきたいと考えています。

このマニュアルが高齢者の安全確保と養護者の方々の負担軽減に向けて取り組む方々の業務の一助となることを期待しております。

平成18年3月

厚生労働省 老健局

< 目 次 >

I 高齢者虐待防止の基本

1 高齢者虐待とは	2
1. 1 高齢者虐待防止法の成立	2
1. 2 「高齢者虐待」の捉え方	2
2 高齢者虐待の実態	5
2. 1 高齢者虐待の主な種類	5
2. 2 虐待の発生要因	6
2. 3 虐待者・被虐待者の特徴	7
3 高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等	10
3. 1 国及び地方公共団体の責務等	10
3. 2 国民の責務	10
3. 3 保健・医療・福祉関係者の責務	10
3. 4 市町村の役割	11
3. 5 都道府県の役割	12
3. 6 国及び地方公共団体の役割	12
3. 7 養介護施設の設置者、養介護事業者の責務	12
4 高齢者虐待の防止に向けた基本的視点	13
4. 1 基本的な視点	13
4. 2 留意事項	14

II 養護者による虐待への対応（市町村における業務）

1 高齢者虐待防止ネットワークの構築	17
2 組織体制	22
2. 1 組織体制	22
2. 2 事務の委託	22
3 高齢者虐待の防止・早期発見のための取組	23
3. 1 発生予防の重要性（リスク要因を有する家庭への支援）	23
3. 2 発生予防・早期発見のための取組	24
4 養護者による高齢者虐待への具体的な対応	28
4. 1 高齢者虐待の発見	29
4. 2 相談・通報・届出への対応	32
4. 3 事実確認及び立入調査	44

4. 4	援助方針の決定、援助の実施、再評価	57
5	養護者（家族等）への支援	83
5. 1	養護者（家族等）支援の意義	83
5. 2	養護者支援のためのショートステイ居室の確保	84
6	財産上の不当取引による被害の防止	87
Ⅲ 市町村と地域包括支援センターの関係		
1	基本的考え方	90
2	地域包括支援センターに業務委託した場合の 市町村及び地域包括支援センターの役割	91
Ⅳ 養介護施設従事者等による虐待への対応		
1	定義・概略	95
2	市町村による相談・通報・届出への対応	97
2. 1	通報等の対象	97
2. 2	通報等を受けた際の留意点	97
2. 3	高齢者の居所と家族等の住所地が異なる場合	97
2. 4	相談・通報等受理後の対応	98
2. 5	個人情報の保護	98
2. 6	通報等による不利益取扱いの禁止	98
3	事実の確認・都道府県への報告	100
3. 1	市町村による事実の確認	100
3. 2	市町村から都道府県への報告	103
3. 3	都道府県による事実の確認	106
4	老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使	107
5	養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表	109
6	身体拘束に対する考え方	110
7	養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止	112
	【引用文献】	113
	【参考文献】	114